

# 生活や事業にお困りの方へ 各種支援策のごあんない

国や県等が実施する各種支援策をまとめました。詳しくは、それぞれのお問合せ先又はホームページ等でご確認ください。

## ■ 事業を継続するための支援策

令和3年5月25日現在

種別	支援策	実施	概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
協 力 金 ・ 補 助 金	経営上のお悩み なんでも相談OK! 佐賀県よろず支援拠点	国	創業支援、経営改善、資金繰り等、経営に関するお悩みに関する無料相談窓口。 新型コロナウイルス感染症の影響により事業が困難な方には、国等が実施する各種支援策の紹介を行っております。	・創業希望者、個人事業主、中小企業事業主を対象に無料で実施 ・相談は事前予約制（県内一円で実施中） ・ <b>嬉野サテライト</b> <b>毎月第1・第3月曜日 9時～11時/嬉野市役所 嬉野庁舎にて実施中</b>	佐賀県よろず支援拠点 Tel. 0952-34-4433 (平日 9時～17時) ※相談は要予約
	医療機関への協力金 嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金	市	嬉野市内の医療機関が、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種、マイナンバーカードによるオンライン資格確認、オンライン診療等の環境整備を行った場合に協力金を交付。 ※申請期限：令和4年2月1日まで	<b>保険診療を行う嬉野市内の医療機関</b> 【協力金の額】 ・新型コロナウイルスワクチン接種 <b>上限50万円</b> ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認環境整備 <b>一律20万円</b> ・オンライン診療等環境整備 <b>一律10万円</b>	嬉野市 健康づくり課 Tel. 0954-66-9120 (平日 8時30分～17時)
	飲食店への協力金 第2・3期佐賀県時短要請協力金	県	営業時間短縮要請期間（第2期：令和3年5月10日～5月23日、第3期：5月24日～5月31日） <b>第2期・第3期それぞれの要請期間において全日で営業時間短縮又は休業を行った店舗</b> に対する協力金。 前年又は前々年度の売上高に応じて、1日当たりの給付金額を決定し、その額に時短要請期間日数を乗じた金額を支給する。	・県内で必要な営業許可を受け、飲食の提供を行っている店舗のうち、従来より夜20時～翌朝5時までの間に営業していた店舗であること ・令和3年5月10日以前から必要な許認可を全て取得の上、営業している店舗であること 等	時短要請協力金相談センター Tel. 0952-25-7462 (平日 9時～17時)
	売上減少した事業者を幅広く支援! 第2次佐賀型中小事業者応援金	県	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した幅広い分野の事業者を支援。（一部対象外の業種あり） 1事業者あたり法人 <b>20万円</b> 、個人事業主 <b>15万円</b>	令和3年3月～6月のいずれかの月において、売上が20%以上減少した事業者 ※時短要請協力金の交付を受けた事業者は対象外 詳細は佐賀県ホームページにてご確認ください。 (後日発表)	佐賀型応援金相談センター TEL 0952-25-7099 (平日 9時～17時)
	感染症対策を行う飲食店を支援 「佐賀ささえ愛」感染対策認証店」支援	県	飲食店の感染対策を支援。 佐賀県の認証を受けた飲食店には、1店舗につき <b>15万円支給</b>	詳細は佐賀県ホームページにてご確認ください。 (後日発表)	
	緊急事態宣言等の影響を受けた事業者への支援金 月次（げつじ）支援金	国	令和3年4月以降に実施される緊急事態宣言等の重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛」の影響により、 <b>売上が前年又は前々年度の同月と比べて50%以上減少した中小企業・個人事業者を対象とした支援金</b> 。※時短要請協力金を受給した月は対象外です。	【給付額】 中小企業 <b>上限20万円/月</b> ・個人事業者 <b>上限10万円/月</b> 【申請期間】 令和3年4・5月分 : 令和3年6月中下旬～8月中下旬 令和3年6月分 : 令和3年7月1日 ～ 8月31日	月次支援金コールセンター Tel. 0120-211-240 IP 03-6629-0479 (全日 8時30分～19時)
	中小企業の新たなチャレンジを支援! 事業再構築補助金（通常枠）	国	新分野展開、事業転換、業種転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。 ・中小企業 <b>100万円～6,000万円</b> （補助率2/3） ・二次公募7月上旬締切予定 ※二次公募締切後、さらに3回程度公募予定あり «補助対象経費» あ建物費、建物改修費、賃貸物件等の原状回復、設備費、システム購入費、広告宣伝費・販売促進費 など	・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（令和元年又は令和2年1～3月）の同3か月間の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ・新分野展開、業種転換、事業再編に取り組むこと 例①伝統工芸品製造事業者で百貨店での売上が激減。ECサイトでの販売を開始するケース 例②居酒屋経営者が、オンライン専用の注文サービスを新たに開始。宅配や持ち帰りの需要に対応 例③土木造成・造園→ 自社所有の土地を活用して、オートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入 ・認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること 等	・ナビダイヤル 0570-012-088 ・IP電話用 03-4216-4080 (平日 9時～18時)
	中小企業の新たなチャレンジを支援! 事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）	国	上記通常枠に加えて、緊急事態宣言に伴う飲食店の休業、時短営業等の影響により、売上減少となった中小企業等が対象。 (補助率 中小企業3/4) 【補助額】 従業員数 5人以下 : <b>100万円～ 500万円</b> 従業員数6～20人 : <b>100万円～1,000万円</b> 従業員数21人以上 : <b>100万円～1,500万円</b>	上記通常枠の要件に加えて ・緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、外出自粛等の影響により、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。	
	働き方改革等の制度変更を支援 小規模事業者持続化補助金（一般型）	その他	小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助。 <b>原則50万円を上限</b> （補助率 2/3）	・商工会地域の小規模事業者等 ・申請にあたって経営計画を策定する必要がある ・この「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>」において、受付締切日の前10ヶ月以内に、先行する受付締切回で採択・交付決定を受けて、補助事業を実施した（している）事業者は対象外 ※共同申請の参画事業者の場合も含みます	嬉野市商工会 Tel. 0954-66-2555 (平日 9時～17時)
	ポストコロナに向けた新たな事業を支援 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）	その他	小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するもの ・上限額： <b>100万円</b> （補助率 3/4）	令和3年1月以降に発令された緊急事態措置に伴う、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少した事業者	
雇用支援	労働者の雇用維持への助成 雇用調整助成金の特例措置	国	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの ・ <b>助成率 中小企業4/5</b> ※解雇なしなどの上乗せ要件を満たす場合は10/10に拡充（上限15,000円/日）	・コロナの影響により経営環境が悪化、事業活動を縮小している ・生産指標（売上高等）減少要件（最近1ヶ月で前年同月比5%以上） ・労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	・厚労省コールセンター Tel. 0120-60-3999 (平日、土日祝 9時～21時) ・ハローワーク鹿島 Tel. 0954-62-4168 (平日 8時30分～17時)

種別	支援策	実施	概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
社会保険料 猶予・ 税制 支援	<b>社会保険料等の猶予 (厚生年金保険料等の猶予制度)</b>	国	新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上が大きく減少した場合に、無担保・延滞金なしで1年間納付を猶予する仕組み。 令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象 (原則1年以内)	・ 猶予期間中の各月に分割して納付可能 ・ 猶予期間中は、延滞金が年8.8%から1%に軽減 ・ 財産の差押えや換価(売却等現金化)を猶予	武雄年金事務所 Tel 0954-23-0121 (平日 8時30分～17時15分)
	<b>労働保険料等の納付に係る猶予制度</b>	国	労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、換価の猶予が認められる制度 ・ 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付 ・ 猶予期間中の延滞金が免除 ・ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えが猶予又は解除	次の全ての申請要件に該当すること ① 一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがある ② 納付について誠実な意思を有すると認められること ③ 納期限から6か月以内に申請されていること ④ 換価の猶予を受けようとする労働保険料等のほかに滞納又は延滞金がないこと	佐賀労働局 労働保険徴収室 Tel 0952-32-7168 (平日 8時半～17時15分)
	<b>固定資産税の特例制度</b> 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	一	自治体の策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、自治体の判断により固定資産税の特例(ゼロ～1/2)を受けることができるもの ※嬉野市の場合はゼロ	一定の要件を満たす機械装置、器具備品、測定・検査用具、事業用家屋、構築物で、中小事業者等の認定先端設備等導入等計画に位置付けられたもの	中小企業 固定資産税等の軽減 相談窓口 Tel 0570-077322

貸付・保証	<b>中小企業の業績回復を支援</b> 【日本政策金融公庫】 ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・ 特別利子補給制度	その他	・ 中小事業最大6億円、国民事業 <b>最大8,000万円</b> ・ 設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内) ・ 3年間金利引下げ及び利子補給 中小事業最大3億円、国民事業 <b>最大6,000万円</b> ・ 既往債務の借換による実質無利子化の対象	・ 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少 【利子補給の要件】下記のいずれかに該当する方 ・ 小規模個人事業者：要件なし ・ 中小個人事業者：売上高▲20%以上 ・ 小規模法人事業者：売上高▲15%以上 ・ 中小法人事業者：売上高▲20%以上	日本公庫 事業資金相談ダイヤル (平日 9時～17時) Tel 0120-154-505 (土日祝 9時～15時) Tel 0120-112476 国民事業 0120-327790 中小事業
	<b>早期の事業再生を後押し</b> 伴走支援型特別保証制度	その他	一定の要件を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる制度 ・ 保証限度額： <b>4,000万円</b> ・ 保証期間：10年以内 ・ 措置期間：5年以内 ・ 金利：金融機関所定 ・ 保証料率：0.2% (国による補助前は原則0.85%)	・ 売上減少が▲15%以上の事業者 ・ セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること ・ 経営行動計画書を作成すること ・ 金融機関が継続的な伴走支援をすること	中小企業金融相談窓口 Tel 0570-783183 (平日、土日祝日 9時～17時)

## ■ 生活を守るための支援策

令和3年5月25日現在					
生活支援	<b>生活資金でお困りの方へ</b> 個人向け緊急小口資金等の特例	国	各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施 ①緊急小口資金(一時的な資金が必要な方) ②総合支援資金(生活の立て直しに必要な方)	①緊急小口資金 ・ <b>上限10万円(特例20万円)</b> 、2年(据置1年)、無利子 ②総合支援資金(生活支援費) ・ 上限(単身) <b>月15万円</b> 、(二人以上) <b>月20万円</b> / 原則3か月分以内 ・ 10年(据置1年)無利子	嬉野市社会福祉協議会 塩田本庁：0954-66-9131 嬉野支所：0954-42-2020 (平日 8時30分～17時)
	<b>困窮する生活を包括的にサポート</b> 生活困窮者自立支援制度	国	様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施	生活にお困りの方	

減免・猶予	<b>国民健康保険税の減免措置</b>	国	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったの方々等に対する、令和3年度分の国民健康保険税減免措置 ※受付開始は6月中旬(集合税 税額決定通知書発送後)の予定	令和3年中の事業または給与の見込み収入が前年より3割以上減少する方や、新型コロナウイルスの影響により解雇された方等 申請期限：令和4年3月末まで	嬉野市 税務課 市民税グループ Tel 0954-42-3305 (平日 8時30分～17時)
	<b>社会保険料等の猶予 (国民年金)</b>	国	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったの方々等に対する国民年金保険料の免除や猶予を行うもの (個人が納める国民年金保険料の全部または一部)	以下の2点をいずれも満たした方 ・ 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ・ 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	武雄年金事務所 Tel 0954-23-0121 (平日 8時30分～17時15分)
	<b>①後期高齢者医療保険料の減免措置</b> <b>②介護保険料の減免措置</b>	国	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免(全部または一部)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した被保険者	①嬉野市 健康づくり課 Tel 0954-66-9120 ②嬉野市 福祉課 Tel 0954-42-3306 (いずれも平日 8時30分～17時)
	<b>支払いに困った</b> 上下水道料金等及びし尿汲み取り手数料等の支払い猶予	市	水道料金、公共下水道使用料等及びし尿汲み取り手数料等の支払い猶予 ①水道料金について・・・佐賀西部広域水道企業団 嬉野営業所 ②公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、市営浄化槽使用料、し尿汲み取り手数料について・・・嬉野市環境下水道課	新型コロナウイルス感染症の影響により、上下水道料金等の支払いが一時的に困難となられた方で、過去に3か月以上滞納がない方	①佐賀西部広域水道企業団嬉野営業所 TEL 0954-42-3314 ②嬉野市 環境下水道課 TEL 0954-42-3317 (いずれも平日 8時30分～17時)
<b>支払いに困った</b> 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払い猶予	その他	個人または事業者にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス・NHK受信料等の支払いに困難な事情がある方に対しては、支払い猶予を設ける等、柔軟に対応を行うことを国より事業者へ要請されています。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入や売り上げが大きく減少した個人・事業者	各事業者	

手当・給付金	<b>仕事を休まなくてはならなかった</b> 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金 (国民健康保険・後期高齢者医療保険)	国	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給 支給額：直近の3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×(就労することができない期間の日数-3日間)	<b>給与の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者(個人事業主は除く)</b> ※その他の保険については、ご加入の健康保険の保険者へおたずねください。	嬉野市 健康づくり課 Tel 0954-66-9120 (平日 8時30分～17時)
	<b>勤め先から休業手当がもらえなかった</b> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	国	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった労働者に対して支給。	令和2年10月1日から令和3年6月30日までに <b>事業主が休業させた中小企業の労働者等が対象</b> 。 【支給額】休業前の1日当たりの平均賃金×80%×休業実績 (上限額 11,000円/1日 ※令和3年5・6月は上限額9,900円/1日)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター Tel 0120-221-276 (8時30分～20時、土日祝日は17時15分まで)
	<b>子育て世帯を応援する給付金</b> 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)	国	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親子育て世帯を支援するため、児童一人当たり <b>一律5万円</b> を支給。	①令和3年4月分の児童扶養手当受給者(申請は不要。支給済み) ②公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した方。 ※②③は、 <b>収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の方が対象で、申請が必要です。</b> 申請期限：令和4年2月28日	嬉野市 塩田庁舎 子育て未来課 Tel 0954-66-9121
	<b>子育て世帯を応援する給付金</b> 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)	国	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)を支援するため、児童一人当たり <b>一律5万円</b> を支給。	住民税非課税子育て世帯(ひとり親世帯以外) ※国で制度を検討中。詳細が決まり次第、市報やホームページでお知らせします。	嬉野庁舎 福祉課 Tel 0954-42-3306 (いずれも平日 8時30分～17時)
	<b>住まいの確保を支援</b> 住居確保給付金(家賃)	国	新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保するための支援策	・ <b>離職等で住居を失った・失うおそれのある方</b> ・ 支給額 <b>29,000円～52,000円</b> ・ 支給期間：原則3か月 ・ <b>その他、収入、資産等の条件があります。</b> 相談窓口へお尋ねください。	嬉野市社会福祉協議会 塩田本庁：0954-66-9131 嬉野支所：0954-42-2020 (平日 8時30分～17時)